

# ○沖縄県国民健康保険運営協議会準備会合運営要綱

---

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。（以下、「改正法」という。））附則第9条の規定に基づき設置した、沖縄県国民健康保険運営協議会準備会合（以下「会合」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

## (所掌事務)

**第2条** 県は、会合の構成員となる者から、次に掲げる事項につき、意見を聴取する。

- (1) 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事
- (2) 都道府県国民健康保険運営方針の作成に関する事
- (3) その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項に関する事

## (組織)

**第3条** 会合の構成員及び定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する者 3人
  - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者 3人
  - (3) 公益を代表する者 3人
  - (4) 被用者保険等保険者を代表する者 2人
- 2 会合に会長及び会長職務代行者を置く。
  - 3 会長は、公益を代表する構成員のうちから構成員の互選により選任する。
  - 4 会長は、会議の会務を総理する。
  - 5 会長職務代行者は、公益を代表する構成員のうちから会長が指名する。
  - 6 会長職務代行者は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

## (構成員の任期)

**第4条** 会合の構成員の任期は、改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（以下、「平成30年改正国保法」という。）第11条に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置される日の前日までとする。

## (会合の開催)

**第5条** 会合の開催は、必要に応じて沖縄県保健医療部長が招集する。

## (関係者の出席等)

**第6条** 会長は、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

## (庶務)

**第7条** 会合の運営に係る庶務は、沖縄県保健医療部国民健康保険課において処理する。

## (補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、沖縄県保健医療部長が定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この要綱は、改正法附則第9条の規定により、平成30年改正国保法の施行に必要な行為として、平成30年改正国保法第11条第1項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置されたとき、廃止するものとする。